

さいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領

さいたま市では、市庁舎等における自動販売機設置場所の貸付事業の応募資格を、設置業者登録名簿制度により事前に名簿登録された者に限定しています。自動販売機設置業者として公募に参加される方はこの登録が必要なため、次の各事項を理解したうえ、登録の申込みをしてください。

1 名簿登録について

- (1) 名簿登録の対象は、飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売業者です。
- (2) この要領に定める登録資格要件を満たしている者で、登録に必要な書類等を申込期間内に提出した方を名簿に登録します。
- (3) 名簿登録の有効期間は、登載の日から 2 年間です。

2 登録資格

登録申込みをすることができる者は、次の各号をすべて満たす者です。

- (1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者又は公募による自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。
- (2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去 2 年の間に 2 回以上すべて誠実に履行した個人又は法人であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び第 2 項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

イ 県税又は市税に滞納がある者。ただし、市外の個人事業者又は埼玉県外の法人事業者が申請を行う場合は、当該事業者所在地の都道府県税又は市町村税に滞納がある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 7 号）第 3 条若しくは第 4 条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年 12 月 7 日法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者

カ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 13 年さいたま市制定）又はさいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている者又はさいたま市から不利益処分を受けている者

3 登録申込

受付期間	令和 8 年 8 月 1 0 日（月）から令和 8 年 9 月 1 日（火）まで （土曜、日曜、祝日を除く） 午前 9 時から午後 5 時まで
受付場所	さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市役所 6 階 さいたま市財政局 財政部 資産経営課 電 話 0 4 8－8 2 9－1 1 9 0
提出方法	持参（窓口提出）又は郵送による提出（受付期間内必着） ※郵送の場合、申請書類は、「簡易書留」、「レターパック」等到達が確認できる方法で郵送してください。 ※必要な書類を全て受領した段階で受理としますので、期限までに余裕を持って申請してください。 ※電話、ファックス等での受付はいたしません。
必要書類等	① さいたま市自動販売機設置業者名簿登録申請書（様式第 1 号） ② 個人事業者の場合は、住民票の写し（マイナンバーが記載されていないものに限る） 法人事業者の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ③ 誓約書（様式第 2 号） ④ 印鑑証明書 ※印鑑証明書を持たない支店等で登録を希望する場合は、本社等の印鑑証明書登録印を押印して、支店等に委任する旨の委任状を提出してください。 ⑤ 都道府県税及び市町村税納税証明書（過去 2 年間分） - 個人事業者の場合は、個人事業税及び個人市町村・都道府県民税の納税証明書 - 法人事業者の場合は法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税の納税証明書 ⑥ 会社概要 ⑦ 設置する自動販売機のカatalog及び販売品目一覧表（任意様式） ⑧ 過去 2 年間に 2 回以上の自動販売機又は自動証明写真機の設置等の実績を確認できる書類（<u>契約期間が満了している行政財産目的外使用許可書の写し又は契約書の写し等</u>） ⑨ 1 1 0 円切手を貼付した長形 3 号の返信用封筒（「さいたま市自動販売機設置業者名簿登録証」の送付に使用します。） ※ 証明書は<u>発行後 3 か月以内の原本</u>を提出してください。 ※ 申請書類に不備・不足等があった場合は、追加提出を求めます

	ので、審査結果が出るまでは、必ず連絡が取れるようにしてください。但し、明白な誤りについては、確認を得ずに修正を行う場合があります。 ※ 一定期間内に提出されない場合、申請を却下とする場合があります。
--	---

4 審査及び登録

提出された書類に基づいて登録資格を審査し、適格と認めたときは、名簿に登録し、「さいたま市自動販売機設置業者名簿登録証」を交付します。

5 名簿登載設置業者の公表

さいたま市自動販売機設置業者登録名簿は、さいたま市のホームページで公表します。公表項目は、登録種別、業者名称です。